

計画の構想

交通の安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念の下、死傷事故根絶の究極目標を目指す立場に立って、経済社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に対応した安全施策を講じていく必要がある。

このような観点から、車両、船舶、航空機等の交通機関、それを運転・運航する人間及びそれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、科学的な交通事故の調査分析の成果をも踏まえ、適切かつ実施可能な施策を総合的に策定し、かつ、これを官民一体となって強力に推進することを基本として、本計画を作成するものとする。

第一に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、不斷の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性に考慮を払いつつ社会的要求に応じた安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を一層充実させるものとする。

第二に、交通機関を運転・運航する人間にに関する安全対策については、安全な運転・運航を確保するため、運転・運航する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の合理化、指導取締りの強化、運転・運航の管理の改善、労働条件の適正化等を図るものとす

る。

また、交通事故防止のためには、広く国民の交通安全思想の高揚と交通道徳意識のかん養を図ることが極めて重要であることにかんがみ、交通安全に関する教育、啓発活動を充実させる。

第三に、交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、特に、混合交通に起因する接触の危険を排除するため、必要な方策を講じて、交通の流れを秩序付け、もって安全な通行・運航に資するものとする。

これら三要素に関する有効適切な交通安全対策を講ずるに当たっては、その基礎として交通事故原因の総合的な調査研究の充実・強化、交通の安全に関する科学技術の振興及びそれらの成果の普及を図るとともに、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実、損害賠償の確保等被害者の救済に必要な措置に万全を尽くすよう努めるものとする。

また、交通事故防止のためには、民間の自主的な交通安全活動を積極的に推進するとともに、官民一体となって施策を推進することが重要であるため、国及び地方公共団体の行う交通の安全に関する施策について、広く国民の声を反映させ、真に実効あるものとする。

なお、交通の安全に関する施策は、このように多方面にわたってい

るが、相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。また、これらの施策は、交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、施策の効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

また、交通の安全に間接的に影響する施策の立案及び実施に際しても、交通の安全を直接の目的とする施策と一体となって交通の安全に資することとなるよう、適切な配慮を行うものとする。